

北九州広域都市計画土地区画整理事業の施行区域の決定（北九州市決定）

北九州広域都市計画土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称		魚町 3 丁目 2 番地区土地区画整理事業		
面 積		約0.3ha		
公共施設の配置及び規模	道 路	種 別	名 称	備 考
		区画道路	魚町 5 号線	
	既存道路を拡幅し、交通の利便性を確保する。			
	公園及び緑地	敷地整序型土地区画整理事業のため、公園及び緑地は設置しない。		
	その他の公共施設	1 雨水施設 整備済み。 2 汚水施設 整備済み。		
宅地の整備		市街地再開発事業との一体的施行により、土地の高度利用及び当地区の防災性の向上を図る。		

「施行区域は、計画図表示のとおり」

理由

別紙のとおり

北九州広域都市計画魚町3丁目2番地区土地区画整理事業 施行区域の名称

北九州市小倉北区魚町三丁目の各一部